公　告

２０２３年１２月１日
京都府庁生活協同組合
理事長 本多 浩

住所不明組合員のみなし自由脱退手続きについて

京都府庁生活協同組合定款第１０条第２項、第３項及び 第４項の規定に基づき、下記のとおり「みなし自由脱退者」の公告を行います。

記

１「みなし自由脱退」とは

毎年１２月１日を基準日として、１年以上組合の事業を利用しておらず、住所の変更届を２年間行わなかったとき（住所が不明若しくは通知書等が 所在不明等で２年間送達できていないとき）は、組合脱退の予告があったものとみなし、理事会での承認に基づき脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて脱退することをいいます。

２ 今回対象となる組合員

２０２３年１２月１日を基準日として上記 1 に該当する組合員で対象者名簿に登載された組合員とします。

３ 公告期間

２０２３年１２月１日～２０２４年１月１５日

４ 住所の連絡（お願い）

該当すると思われる方は、速やかに当生協総務課へお申し出ください。

なお、公告期間中は、対象者の名簿を当生協総務課に備え置き、当該組合員のみ閲覧可能とします。公告期間中に住所の確認が取れた組合員は、「みなし自由脱退対象者」から除外します。

５ 公告後の処理

２０２４年１月１５日までに届出のなかった対象者を「みなし自由脱退者」として、定款第 10 条第 2 項により、理事会での承認に基づき脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退となります。また、その結果については次の総代会で報告します。

６ 脱退処理後について

脱退処理を行った事業年度以降は組合員資格を喪失しますが、２年間は出資金をお預かりしておりますので、お申し出いただければ出資金を返還します。

７ お問い合わせ窓口

〒601-8041 京都市上京区下立売通新町西入　京都府庁内
京都府庁生活協同組合 総務課 TEL 075-441-7657 （営業時間　10 時 30 分～18 時 00 分）